

マイナンバーカードについて

(1) マイナンバーカードでできること

- マイナンバーカード(以下、カード)は、顔写真付きの本人確認書類として利用できます。裏面は、マイナンバーが記載されており、税・社会保険など、各種手続きを行う際に確認できます。
- カードのICチップに搭載されている電子証明書は、コンビニで各種証明を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できます。

(2) マイナンバーカードの有効期限

- カードには有効期限があります。
有効期限が近付くと、ご自宅に申請書が同封された通知が届きますので、税務町民課で更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前から更新手続きができます。

有効期限

18歳以上の方⇒発行日後10回目の誕生日まで

18歳未満の方⇒発行日後5回目の誕生日まで

(3) 暗証番号と電子証明書

暗証番号の種類	暗証番号	使用用途
①署名用	英数字 6～16桁 (英字は大文字)	・e-Tax(電子での確定申告) ・各種電子申請 ・マイナ免許証の設定
②利用者署名用	数字4桁	・マイナポータルへのログイン ・住民票など各種証明書のコンビニ交付
③住民基本台帳用	数字4桁	・転入・転出などの異動手続き ・氏名等の変更手続き
④券面事項入力補助用	数字4桁	・カードにある基本情報(住所・氏名・生年月日・性別)の転記

- カードを交付する際、4種類の暗証番号を設定していただきます。
- 設定した暗証番号は、他人に知られないように注意してください。
※②～④の暗証番号については、同じ番号を設定することができます。
- 暗証番号は、署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明書の場合は3回連続して

間違えるとロックがかかり、電子証明書が利用できなくなります。

- ロックがかかった場合は、税務町民課町民係（役場 A 棟 1 階）で暗証番号の再設定を行ってください。

(4) マイナンバーカードを紛失したとき



カードを失くした場合には、
直ちに以下の電話番号（365 日 24 時間対応）に連絡し、
カードの一時停止を行ってください。

■ マイナンバーカードコールセンター ■

☎ 0120-95-0178

（総合フリーダイヤル）※プッシュ番号 2

☎ 0570-783-578

（全国共通ナビダイヤル）※通話料金がかかります。

※IP 電話等で繋がらない場合は 050-3818-1250 へお電話ください



(5) マイナンバーカードを再交付するとき

- 紛失や損傷などで、カードの再交付を希望する場合は、再交付できます。ただし、再交付する場合は、手数料が派生します。（通常 1,000 円、特急 2,000 円）

(6) 氏・住所等に変更があったとき

- 引越しや婚姻等で住所や氏が変更となった場合は、届出のときに必ずカードをお持ちください。新たな住所や氏等を追記し、カードの情報を更新します。
- カードの手続きをしないと、転入であればカードが失効し、転居や氏変更は署名用電子証明書が失効するなど、必要な時にカードを使えない場合があります。

《転入届の日にカードを忘れた方》

必ず、90 日以内にカードを
役場にお持ちになって、手続きを行ってください。

※この期間内に継続利用の手続きを行わなかった場合、カードが失効してしまうので、有料での再交付となります。

※その他、詳細につきましては、お問い合わせください。

■ 問合せ ■

税務町民課町民係 ☎ 0234-42-0133

☎ 0234-42-0134

